不妊治療の費用を助成します

岩美町では、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要した費用について、鳥取市(鳥取県)不妊治療費助成金に対し上乗せして助成します。※鳥取市(鳥取県)不妊治療費助成金の申請と併せて行います。(申請窓口:鳥取市こども未来課)

●助成内容

O - 151 141 5 E	
区分	助成金額(治療1回につき)
(ア) 保険診療と組み	特定不妊治療に要した費用から、鳥取市(鳥取県)助成金の額を
合わせて実施された先	差し引いた額(上限5万円)
進医療	
(イ)自費診療で実施	特定不妊治療に要した費用から、鳥取市(鳥取県)助成金の額を
される特定不妊治療	差し引いた額(上限額は以下のとおり)
	○受精まで行った治療の場合:上限10万円 (助成対象範囲 [*] A・B・D・E)
	○受精を行っていない治療の場合:上限5万円 (助成対象範囲 [*] C・F)

※鳥取市チラシ「鳥取市不妊治療費助成金のお知らせ」をご参照ください。 (助成回数、助成対象等については、鳥取市(鳥取県)の助成と同様です。)

●岩美町の上乗せ助成にあたって

岩美町の上乗せ助成対象者は、鳥取市(鳥取県)の助成要件を満たし、下記の条件すべて を満たす方となります。

- 1)助成金の申請時において、夫又は妻のいずれか一方又はその両方が岩美町内に住所を有している方
- 2) 鳥取市(鳥取県) 不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
 - ★岩美町の特定不妊治療費助成制度を利用される方は、まず鳥取市(鳥取県)不妊治療費 助成金の交付決定を受けてください。
 - ★申請先:鳥取市こども未来課 育成係(鳥取市富安2丁目138番地4 駅南庁舎1階)
- 3)他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない方

●諸事項

岩美町の上乗せ助成について、必要書類は鳥取市こども未来課から町に送付されるため、 基本的には町への手続きは不要ですが、町に申請者の口座登録がない場合などに、手続きが 必要となる場合があります。(手続きが必要な場合は町から連絡します。)

お問い合わせ先:岩美町役場 子ども未来課

0857-73-1424